

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案 要綱

一 国庫の負担

- 1 本則で定める国庫負担割合を引き下げる改正を行わないこととともに、附則で定める国庫負担割合の軽減に係る暫定措置を廃止すること。

(雇用保険法第 66 条及び第 67 条並びに附則第 13 条及び第 14 条の 3 関係)

- 2 毎会計年度において、政令で定める基準に従い、失業等給付及び職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を国庫が負担することができるものとし、当該政令で定める基準は、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況、求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況等に応じた機動的な国庫の負担が確保されるように定めるものとする。厚生労働大臣は、当該政令を定めようとするとき及び当該費用の一部を国庫が負担しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(雇用保険法第 67 条の 2 及び第 72 条第 1 項関係)

- 3 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための令和 4 年度における失業等給付及び職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を国庫が負担しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(雇用保険法附則新第 13 条第 2 項関係)

二 育児休業給付の新制度への移行等についての検討

政府は、子育て支援における国の責任を踏まえ、速やかに、子を養育するための休業に係る給付の在り方について、費用の全額を国庫が負担する新たな制度に移行すること及び業務の委託を受けて役務を提供する個人事業者等の雇用によらない働き方をする者を給付の対象とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(改正法附則第 9 条第 1 項関係)

三 その他

所要の規定を整理すること。